

非農地現況証明(農地→非農地)

要件

次のいずれかに該当するもの。ただし、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内農地でないこと。

- ・農地法施行（昭和27年）以前から非農地となっていること。
（ただし、昭和40年頃から国調が入っているので客観的に証明するものは無いに等しい）
- ・自然災害による被災地で農地への復旧が困難な土地
- ・耕作不適等やむを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し雑木が繁茂した土地で農地への復旧が著しく困難なもの。
- ・その他、農地転用許可を要しない事案など、適法に転用が行われた土地

証明願及び意見書

「非農地現況証明書（証明願）」及び「非農地現況証明に関する意見書」ともにご提出下さい。
「非農地現況証明に関する意見書」に担当農業委員の署名押印が必要です。

地区名 _____

担当農業委員 _____ TEL _____

住 所 西予市 _____

添付書類

現況写真(2枚程度)

- ・申請地を赤色等で示して下さい。
- ・可能な限り申請地全体が収まるような写真をお願いします。

土地登記事項証明書(全部事項証明書)

- ・法務局大洲支局で発行されています。3ヶ月以内のもの。

位置図

- ・住宅地図等（申請位置をお示し下さい）

地籍図

- ・法務局又は市役所税務課等で発行される公図

その他

この証明書は現況を証明したものです。大洲法務局に地目変更登記をお願いします。この証明書は地目変更登記の際の添付書類になります。

登記完了すれば、法務局から税務課へ登記完了報告があり、固定資産台帳が変更されます。